

一般社団法人可視化情報学会 ロゴマーク使用規程

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人可視化情報学会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を促進するとともに、その権利を保護し、本学会の信用及び品位を保持するため、必要な事項を定める。

第 2 条（権利）

ロゴマークに関する著作権等その他一切の権利は、一般社団法人可視化情報学会に帰属する。

第 3 条（使用範囲）

1. 本学会が主催する事業、刊行物、ウェブサイト、広報資料等における使用
2. 本学会の委員会、研究会等が、その活動目的に沿って行う使用
3. 本学会が共催、協賛、後援又は協力する事業において、当該事業の実施に必要な範囲で行う使用
4. その他、理事会が適当と認めた使用

第 4 条（使用申請）

ロゴマークを使用しようとする者は、事前に事務局へ申請し、理事会の許可を受けなければならない。

ただし、第 3 条第 1 号から第 3 号に該当する使用については申請を要しない。

第 5 条（使用上の遵守事項）

ロゴマークの使用者は、本規程及び別に定める一般社団法人可視化情報学会ロゴマーク使用ガイドラインを遵守しなければならない。

第 6 条（禁止事項）

1. 本学会の信用又は品位を損なうおそれのある使用
2. 法令又は公序良俗に反する使用
3. 特定の個人、団体、企業、商品、サービス、研究成果等を本学会が保証、認定又は推奨しているとの誤解を与える使用
4. 政治、宗教又は思想活動に関する使用
5. その他、本学会が不適当と認める使用

第7条（免責）

ロゴマークの使用により生じた問題、損害、紛争等について、本学会は一切の責任を負わない。

ロゴマークの使用に関する一切の責任は使用者が負うものとする。

第8条（使用許可の取消し）

本学会は、使用者が本規程又はロゴマーク使用ガイドラインに違反した場合、又はロゴマークの使用が不適當であると判断した場合は、使用許可を取り消すことができる。

この場合、本学会は使用者に対し、ロゴマークの使用停止、掲載物の修正又は削除その他必要な措置を求めることができる。

第9条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

本規程は、2026年7月10日から施行する。